プロジェクト

項目

実務対応

実務対応報告第 18 号の見直し

第 100 回実務対応専門委員会及び第 356 回企業会計基準委員会で聞

かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 100 回実務対応専門委員会(2017 年 3 月 9 日開催)(以下「専門委員会」という。)及び第 356 回企業会計基準委員会(2017 年 3 月 13 日開催)で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 論点 4) 国内子会社等が連結財務諸表を IFRS で作成している場合でも、日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にしていただきたいというコメントについて

(第100回専門委員会で聞かれた意見)

2. 実務対応報告第 18 号の取扱いは、子会社の財務諸表を日本基準で作成することを原則とし、例外的に IFRS 又は米国会計基準に準拠した財務諸表を利用することも認められていると理解している。日本基準ベースの子会社の財務諸表を親会社の連結手続に取り込むことは、原則的な取扱いになるにもかかわらず、コメント対応案においてそれを利用できないこととしている考え方を確認させていただきたい。

(対応案) 事務局によるコメント対応案への確認である。

3. 親会社が子会社と孫会社を直接連結する方法と、子会社の連結財務諸表を親会社が連結する方法は、いずれも親会社の連結財務諸表に与える結果は同じである。その上で、記載しているコメントへの対応は、子会社の連結財務諸表を構成する一部の個別財務諸表を日本基準のまま親会社の連結財務諸表に取り込むことができないという理解でよいか確認させていただきたい。

(対応案) 事務局によるコメント対応案への確認である。

4. 今回の改正で想定しているのは、指定国際会計基準を任意適用している国内子会社等の連結財務諸表を親会社の連結手続に取り込む場合に、日本基準に修正することによる煩雑さを解消することと理解している。

(対応案) 上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

5. 今回の改正の趣旨は、国内子会社等が連結財務諸表を指定国際会計基準で作成する場合、親会社の連結手続上、国内子会社等から日本基準による連結財務諸表を入手することができなくなるため、簡便的な取扱いを認めることと理解している。コメントへの対応として、例えば、「国内子会社等のグループ全体に IFRS を適用している場合を前提としている」と記載してはどうか。

(対応案) 上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

## (第356回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

6. コメントへの対応案に関して、コメント提出者が意図する処理は今回の提案内容の 対象範囲外である点を明確に記述した方が良いと考える。

(対応案) 上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

## 論点 5) 会計方針の変更の適時性の観点から問題ないことを明確にすべきである というコメントについて

(第100回専門委員会で聞かれた意見)

7. 公開草案に寄せられたコメントは、親会社の翌第1四半期において適時性の観点から問題はないかという内容であるが、コメントへの対応案は、年度末の親会社の判断の問題であるという記載になっているので、コメントに対応していない。

(対応案) 上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

## 論点 6) 表示及び開示に関する取扱いを明記していただきたいというコメントについて

(第100回専門委員会で聞かれた意見)

8. 「連結財務諸表に関する会計基準」等に従うことになる」とのコメントへの対応案 について、従来のコメントと同様に、「原則として」という文言を追加していただ きたい。

(対応案) 上記意見を踏まえて、コメントへの対応内容を見直している。

以上